Ⅲ法規のポイント箇条書き一覧表 ･･･過去問H7～H28（全文正解肢、短文化、長文＆図有＆極端に難しい問題は割愛、類似問題は出来る限り統一化）

1. 用語
事務所は、特殊建築物ではない。
警察署は、特殊建築物ではない。
消火の設備である貯水槽は、建築設備である。
防水層は、消火の設備であり建築設備である。
スプリンクラー設備は、消火の設備であり、建築設備である。
ドレンチャーは、防火設備である。
消火用の貯水槽は、建築設備である。
防火戸は、防火設備である。
昇降機は、建築設備である。
かごの水平投影面積が1㎡以下で天井の高さが1.2m以下のものは、小荷物用専用昇降機であり建築設備である。
基礎は、構造耐力上主要な部分である。
現寸図は、設計図書に該当しない。
高架の工作物内に設ける事務所は、建築物である。
地下の工作物内に設ける倉庫は、建築物である。
土地に定着する鉄道車両（レストラン）は、建築物である。
土地に定着する観覧のための工作物は、建築物である。
図書館は、その他これに類する施設に該当する特殊建築物である。
継続的に使用するレジの打ち子の事務室は、居室である。
局部的な小階段や屋外階段は、主要構造部ではない。
最下階の床の修繕は、主要構造部でないので、大規模の修繕ではない。
屋根の修繕は、主要構造部であり大規模の修繕に該当するが、建築ではない。
土台は主要な部分ではないので、大規模の修繕に該当しない。
耐火建築物とは、主要構造部が耐火構造としたものであり、構造耐力上主要な部分ではない。
耐火建築物は耐火構造のほか、防火戸その他の防火設備を有することが条件に加わる。
耐火性能は、通常の火災が終了するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために壁、柱、床その他の建築物の部分に必要とされる性能である。
準耐火性能は、通常の火災による延焼を抑制するために壁、柱、床その他の建築物の部分に必要とされる性能である。
防火性能は、建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するために建築物の外壁又は軒裏に必要とされる性能である。
建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するために当該外壁に必要とされる性能を「防火性能」という。
遮炎性能は、通常の火災時における火炎を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能である。
準遮炎性能は、建築物の周囲において発生する通常の火災時における火炎を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能である。
道路中心線から1階で3m、2階以上で5m以下は延焼のおそれのある部分となり、塀が道路5mの中心から2.5mの距離となる場合は、延焼部となる。
建築物相互の2階部分の外壁間の中心から5m以下の部分が延焼のおそれのある部分であり、外壁間は10m以下となる6mなので、この外壁は延焼部となる。
請負契約において自己の危険を負担する者は、設計者に該当する。
プログラムが、電子計算機に与え、その結果を得ることができるように組み合わされたもの。
ガラスは、耐水材料である。
れんがは、耐水材料ではない。
陶磁器は、耐水材料である。
基礎ぐいは、構造耐力上主要な部分であり、主要構造部ではない。
屋根版は、構造耐力上主要な部分である。
最下階の床版は、構造耐力上主要な部分である。
用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地は、敷地である。
床面から地盤面までの高さが天井高さの1/3以上は地階となる。
床が地盤面以下にある天井の高さ4m以下で、床面から地盤面までの高さが1.2mのものは、「地階」ではない（1.2mは天井高さの1/3未満であることから地階ではない）。
老人福祉施設、児童福祉施設等の時は、建築物である。
水泳場は、特殊建築物である。
テレビスタジオは、特殊建築物である。
障害者支援施設は、児童福祉施設等であり特殊建築物である。
地域活動支援センターは、児童福祉施設等であり特殊建築物である。
天井面から50cm以上下方に吊り出した垂れ壁は、防煙壁である。
特定防火設備とは、令109条に規定する防火設備であり、1時間火炎を出さないとして、国土交通大臣の構造方法又は国土交通大臣の認定を受けたもの。
安全上、防火上又は衛生上重要である建築物の部分に、バルコニーは含まれる。
避難階は、直接地上に通ずる出入口のある階である。
避難階は直接地上に通ずる出入口があり、傾斜地で地上に2階以上ある場合がある。
準防火性能とは、建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼の抑制に一定の効果を発揮するために外壁に必要とされる性能である。
特定防火設備とは、令109条に規定する防火設備であり、1時間火炎を出さないとして、国土交通大臣の構造方法又は国土交通大臣の認定を受けたもの。
高圧ガス保安法第24条及び宅地造成等規制法第8条第1項等は、建築基準関係規定に該当する。
港湾法第40条第1項及び高圧ガス保安法第24条等は、建築基準関係規定に該当する。
特定都市河川浸水被害対策法第8条等は、建築基準関係規定に該当する。
宅地造成等規制法第9条第1項及び第16条第1項等は、建築基準関係規定である。
避難階は直接地上へ通ずる出入口であり、高低差のある場合は、複数となることがある。
有効細長比は、断面の最小二次率半径に対する座屈長さの比のことである。
損傷限界耐力は、構造耐力上主要な部分の断面に生ずる応力度が短期に生ずる力に対する許容応力度に達する場合の水平力に対する耐力である。
学校、体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場は、学校等であり、非常照明の設置除外となる。
平均地盤面からの高さとは、平均高さにおける水平面からの高さであり（敷地面全体の平均高さ）、高低差3m以内ごとの平均高さではない。
脱落によって重大な危害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める天井を、「特定天井」という。
安全上、防火上又は衛生上重要である建築物の部分には、主要構造部以外のバルコニーで防火上重要であり国土交通大臣が定めるものも含まれる。
共同住宅2階の床及びはりに鉄筋を配置する工事の工程は、特定工程である。
2. 面積高さ
屋上部分の階段室が建築面積の1/8以下であり、その一部に休憩室を設けたものは、階数に算入する。
北側の前面道路又は隣地との高さの最高限度が定められている場合の建築物の高さの算定は、屋上部分の階段室は建築面積の1/8以下なので、高さに算入する。
屋上部分の搭屋が建築面積の1/8以下であり、その一部に休憩室を設けたものは、階数に算入する。
屋上部分の階段室が建築面積の1/8であり、かつ高さ4mの場合、高さに算入する場合がある（避雷設備の高さ等）。
屋上部分の物見塔で、建築面積の1/8のものは、階数に算入しない。
建築面積の1/8以下の搭屋でも休憩室を設けた場合は、階数に算入する。
屋上部分の昇降機の建築面積が1/6以下のは、階数に算入しない。
道路高さ制限において、屋上部分に設ける高さ5mの高架水槽の建築面積が1/8以内の場合、その部分の高さは、高さに算入しない。
地階の倉庫、機械室の面積が建築面積の1/8以下のものは、階数に算入しない（1/6なら算入する）。
地階（機械室、倉庫及び防災センター）の建築面積の1/8であるものは、階数に算入する（防災センターがあるため）。
延べ面積の算定において、屋上部の階段室が建築面積の1/8以下であっても、延べ面積に算入する。
高さの限度において、階段室及び昇降機のための屋上部分で建築面積の1/8以内の場合、5mまでは高さに算入しない。
避雷設備の高さ算入は、屋上部分の階段室が建築面積の1/8以下であっても高さに含む。
北側高さ制限では、屋上部分に設ける高さ4mの階段室が建築面積の1/8である場合でも高さに算入する。
容積率の算定では、自動車又は自転車の駐車する床面積のうち、床面積合計の1/5を限度として延べ面積に算入しない。
防火壁の屋上突出部は、高さに算入しない。
軒の高さは、地盤面から建築物の小屋組又はこれに代わる横架材を支持する壁、敷げた又は柱の上端までの高さによる。
自転車置き場の面積緩和は延べ面積であり、建築面積の緩和はない。
地階で地盤面上1mを超える部分は、建築面積に算入する。

本内容は、「過去問」について、不正解問題は
正解の文面に、長文は可能な限り短文に変更
する等して項目別での一覧表にまとめたもので
ある。
文面は、過去問を参考にしていることから、（公
財）建築技術教育普及センターとの過去問の使
用許諾条件により、「会員講座」のみでの公開と
している。
よって、参考として一部を公開しているもので
ある。（会員講座では全項目におけるポイント箇
条書きを公開）。
※本内容は、通勤時等で日々熟読すると、試験
時に不正解問題を読んだ時、「違う」と直感的に
感じることができるようになる。